

令和6年度四国情報通信懇談会調査研究 募集要項

1. 概要

四国情報通信懇談会では、地域に活力を与え、時宜にかなった地域情報化を進めるため、会員自らが主体性を持った調査研究に取り組む活動を行っています。

会員(入会の意思表示された方を含む)に対して、調査研究の提案(テーマ及び計画等)募集を行い、採択された提案の提案者に調査研究を委託することにより実施します。

2. 募集内容等

(1) テーマ

以下にあてはまるものであれば、分野は問いません。

- ア 四国地域に活力を与え、時宜にかなった地域の情報化・課題解決(DX、ICT利活用等)を促進するもの。
- イ 四国地域等において、調査研究の成果の展開(実用化、製品化、事業化等)が見込めるものであること。
- ウ 他の調査研究活動のテーマと重複するものでないこと。
(同一のテーマで、自ら又は他者からの委託を受けて実施する調査研究の経費を補填するものでないこと)。

(2) 応募要件

- ア 提案者は、四国情報通信懇談会の会員、又は、応募時に懇談会への加入の意思表示をしていただき委託契約までに加入手続きが可能な方に限ります。
なお、役員又は運営委員の所属企業等からの応募を妨げるものではありません。
- イ 調査研究の委託期間は、原則として、委託契約後から1年以内の年度末を上限とします。ただし、その特性から長期間を要する場合、提案書にてその計画を記載したうえで運営委員会にて妥当性を確認した場合に限り、2年以内の年度末を上限とします。その場合も1年目の進捗について、次年度の総会にて進捗報告を行い、実施状況や目標修正有無等を確認のうえ、調査研究の継続可否について審査します。
なお、この期間には成果報告書等の書類を作成する期間が含まれていますので、予め調査研究結果の整理に必要な期間を考慮してください。
- ウ 提案者は、調査研究の遂行に関する全ての責任を負っていただきます。

(3) 委託費

- ア 採択された提案に係る調査研究へ実際に要した経費のうち、50万円(運営委員会が特に必要と判断した場合は100万円)を限度として、実際に要した経費の範囲内で四国情報通信懇談会が負担します。

負担対象経費は別添のとおりです。

- イ 委託契約締結前に発生した経費は、委託経費の対象に含まれませんのでご注意ください。
- ウ 限度額を超える経費を要した場合、超過した部分は受託者の負担となります。なお、調査研究終了後、経費の内訳を報告していただきますので、他の経費と混同することがないように経理を区分して行ってください。

(4) 参考

昨年度までの採択案件を四国情報通信懇談会ホームページに掲載しておりますので参照願います。

<https://www.shikoku-ict.jp/research/> (「調査研究」のコーナー)

3. 提出手続等

(1) 提出方法

別添「調査研究提案書」に必要事項をご記入の上、運営委員会事務局（四国総合通信局 情報通信振興課）あて、電子メールにてご提出ください。

【メールアドレス】 shikoku-chousei@soumu.go.jp

(2) 受付期間

令和6年4月1日（月）～同年5月31日（金）12時

4. 提案の審査・採択

(1) 審査方法

受付期間終了後、運営委員会（6～7月実施予定）において採択審査を行い、予算の範囲内で地域情報化の促進にふさわしい提案を採択します。

(2) 追加資料の提出等

採択審査は、提出された提案書を基に行いますが、必要に応じて、運営委員会事務局から追加資料の提出を求める場合や提案内容に関して電話やメールで問い合わせを行う場合があります。

なお、提出いただいた提案書等は、採択審査以外の目的には使用しません。

(3) 採否の通知

上記（1）の審査を経た採否結果を提案者に通知します。

また、採択した提案について四国情報通信懇談会ホームページ等にて、その概要を公表します。

5. 提案採択後の流れ

(1) 委託契約

採択を受けた提案者は、四国情報通信懇談会との間で調査研究に関する委託契約を締結し、調査研究を実施していただきます。

費用負担については、上記2（3）のとおりです。

(2) 進捗報告

調査研究の進捗状況について運営委員会（令和6年12月頃）において報告いただきます。併せて事務局より進捗状況について照会させていただくことがあります。

(3) 終了時の報告書提出

調査研究の終了後、次の書類を提出していただきます。

ア 調査研究終了報告書（調査研究活動が終了した旨を報告するもの）

提出内容：電子ファイル

イ 調査研究成果報告書（調査研究活動の経過、成果、今後の展開等を整理したもの）

提出内容：電子ファイル

ウ 調査研究実績報告書（調査研究活動の経費の内訳等実績額を報告するもの）

提出内容：電子ファイル、印刷物

（他の経費と混同することがないように経理を区別して行ってください。）

(4) 委託費の支払い

委託期間終了の後、所定の手続きを経て委託費の支払いを行います。

運営委員会事務局に対し、別途経費請求手続きを行って下さい。

なお、必要に応じて、活動に必要な経費の概算払いを委託期間開始直後に受けることも可能です。

(5) 総会における成果報告

次年度の四国情報通信懇談会の総会（5～6月予定）において調査研究活動の成果報告を行っていただきます。

また、成果報告書の内容は四国情報通信懇談会ホームページ等で公表します。

(6) 事後評価

令和7年度の運営委員会（6～7月頃予定）において調査研究の成果評価会を実施し、後日評価結果をお知らせします。

同評価会において、一定基準以上の成果が得られていないと判断された場合は、委託費を返納していただくことがあります。

本調査研究終了後にその後の状況（実用化、製品化、事業化等）について照会することがあります。

【お問い合わせ先】

四国情報通信懇談会 運営委員会事務局

（四国総合通信局 情報通信振興課内）

TEL: 089-936-5061

e-mail: shikoku-chousei@soumu.go.jp